

受付期間は2月16日から3月15日

確定申告の準備はお済みですか？

申告書は自分で作成して、早めの提出と納税をお願いします

確定申告会場および受付期間
(土・日曜日を除く)

確定申告会場および受付期間
(土・日曜日を除く)

◎佐賀税務署 (佐賀第二合同庁舎)

☎ 32-75111

期間 2月16日(金)～3月15日(木)

ただし、2月18日・25日の日曜日は受付けません。

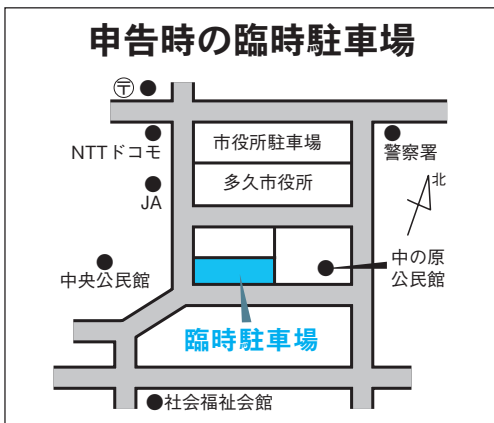
受付時間 9時～17時

◎多久市役所4階大会議室(東)

期間 2月16日(金)～3月15日(木)

受付時間 8時30分～16時

申告会場 ☎ 75-2013



《特設会場》

◎牛津町ショッピングプラザ・セリオ

(JR牛津駅付近)

受付日 2月27日(火)・28日(水)

受付時間 10時～16時

所得税の確定申告をしなければならぬ方

- ① 昨年中の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方で、配当控除前の所得税の額が配当控除額を超える方
- ② サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超える方や、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方などです。

申告をすれば税金が還付される場合

- ① 民間の金融機関や住宅金融公庫等から住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得したとき
- ② 火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき
- ③ 病気や出産などで、多額の医療費を支払ったとき
- ④ 勤めを年の中途中でやめて、再就職をしていないとき

所得税の確定申告に関する相談に必要な主な書類

- ① 税務署から送付された申告書をお持ちの方はその「申告書」
- ② 給与収入がある方は「源泉徴収票」
- ③ 医療費控除を受ける方は「支払った医療費の領収書、明細書、保険など補てんされる金額の明細書」



- ④ 生命保険料の支払いがある方は「生命保険料控除証明書(一契約9,000円超のもの)」
- ⑤ 損害保険料の支払いがある方は「損害保険料控除証明書」
- ⑥ 国民年金保険料の支払いがある方は「国民年金保険料の支払いをした旨を証する書類」
- ⑦ 住宅借入金等特別控除を受ける方は「建物の登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)」「住民票の写し」「売買契約書の写し」又は「請負契約書の写し」「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
- ⑧ 「敷地等の購入に係るローンについて控除を受ける場合は「敷地等の登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)」「分譲に係る契約書の写し」

⑧ 「印鑑」

■問い合わせ

佐賀税務署

☎ 32-75111

多久市税務課

☎ 75-2126